熊谷市農業委員会

第２４回総会議事録

令和８年７月２８日（火）

熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第２４回総会議事録

１　開会・閉会の日時及び場所

(1) 開会の日時　　令和８年７月２８日（火）午後１時３０分

(2) 閉会の日時　　令和８年７月２８日（火）午後２時３０分

(3) 場　　所　　めぬま農業研修センター２階大会議室

２　会議を組織する委員の定数

(1) 定員数　　４７名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２８名）

(2) 現在数　　４６名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２７名）

３　出欠席の状況及びその氏名　　下記のとおり

(1) 出席数　　４４名

(2) 欠席数　　２名

農業委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	塚田　修	１１	出	戸森　貫一
２	出	笛木　清	１２	出	森田　豊
３	出	栗原　一森	１３	出	千葉　義浩
４	出	坂本　三郎	１４	出	関口　裕美
５	出	田中　輝久	１５	出	権田　久男
６	出	菊地　修一郎	１６	出	夏目　亮一
７	出	吉田　正己	１７	出	関根　一三
８	出	福田　和行	１８	出	金井　和夫
９	出	西田　茂夫	１９	出	大島　正
１０	出	水野　薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	中嶋　儀臣	１５	出	笠原　猛
２	出	根岸　勇	１６	出	小林　言孝
３	出	名野　博明	１７	出	水野　照夫
４	出	伊藤　由行	１８	出	小崎　信明
５	出	髙橋　文雄	１９	出	門叶　和男
６	出	中村　安浩	２０	出	長谷川　隼男
７		（欠員）	２１	出	村山　努
８	出	井瀬　伝栄	２２	出	青木　大輔
９	出	東　幸好	２３	出	川田　雄一
１０	出	漆原　秋夫	２４	欠	原田　知子
１１	出	栗原　加津男	２５	欠	若山　美奈子
１２	出	中島　正樹	２６	出	中川　登美夫
１３	出	石平　伸一	２７	出	林　和弥
１４	出	小澤　好則	２８	出	茂木　秀孝

４　議　　事

（１）議　案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第４号　熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

（２）報　告

報告事項（１）　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

報告事項（２）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

報告事項（３）　農地法第１８条第６項の規定による通知について（合意解約）

報告事項（４）　引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告事項（５）　時効取得を原因とする農地の権利移転について

５　招　集　者　　熊谷市農業委員会会長　夏目　亮一

６　議事進行状況　　別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第２４回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より御挨拶をいただきます。
夏目会長	（　夏目会長挨拶　）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第４条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議　長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は１９名中１９名であります。また、農地利用最適化推進委員については２７名中２５名の出席でございます。
議　長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （　議長一任の声あり　） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 １１番　　戸森委員、 １２番　　森田委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について （一時転用） 議案第４号　熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について 以上、４議案です。よろしく御審議願います。 それでは議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局	議案書は１頁から３頁、議案書資料については１頁から２頁を御覧ください。 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については、全１１件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数等から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第３条第２項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。 なお、議案番号６につきましては、○○○○○○○○○○○○所有権移転を行うものです。○○○○時は、農地法の権利取得の要件に経営面積が５０アール以上あることという面積要件があったことから、権利を取得することができませんでしたが、農地法の改正によりこの要件が廃止され、営農の目途が立ったことから今回申請が提出されました。譲受人は新規就農者であり今回取得予定の農地が１，０００㎡を超える面積ですが、○○○○○○○○○○と見なすことができること及び、今後○○○○○○○○○○がないことから、地元農業委員と相談のうえ、本総会にお呼びしておりません。説明は以上となります。御審議の程､よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の４頁から５頁と、議案書資料の３頁を御覧ください。議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請については全４件、内訳は、「駐車場用地」が１件、「自己用住宅」が３件です。農地区分や申

事務局	請事由等は議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の６頁を御覧ください。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請（一時転用）については、「工事用資機材置場」１件です。申請理由については議案書に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　）

議　長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 続いて、議案第４号、熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書については、本日お配りした議案第４号、熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について及び議案資料としてその裏面を御覧ください。 議案第４号、熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について説明いたします。案文は、熊谷市農業委員会事務専決規程（平成１７年農業委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。第３条に次の１号を加える。⑷　その他農地等に係る事実証明の発行というものです。提案理由といたしましては、農業委員会事務局長の専決事項について、農地法以外の法律等に基づく事実の諸証明を加え、明確化を図るものとなっています。 具体的に申し上げますと、委員皆様に協力いただいている納税猶予の現地確認の結果の証明などがございます。説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
権田委員	対象となる証明について、納税猶予以外にありましたら説明をお願いします。
事務局	生産緑地法に基づく主たる従事者の証明などが該当します。
西田委員	今回の議案が印刷に間に合わなかった理由と上程のきっかけを教えてください。
事務局	まず、上程のきっかけですが、慣例的に事務局長の決裁となっていたものですが、専決規程に明確に記されていないことが判明したことから本提案に至ったものです。また、当該事実に気づいたのが印刷期日直前であり、訓令という性質上、決裁及び庶務課の確認を必要としたことから印刷に間に合わなかったものでございます。
西田委員	農地であるかの証明などは対象となるのですか。
事務局	総会における議決案件については、議決による意思決定となるので専決の対象外です。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。

	（　なしの声　）
議　長	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号、熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（１）から（５）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。
関根委員	時効取得が報告事項にあるが、これはどういう理由によるものか教えてもらえますか。
事務局	時効取得については、法務局から時効取得があったことの通知により事実を把握するところですので、理由等についてはわかりかねます。
関根委員	そうすると、法務局から農地法に関連するのでそういう通知を受けた、と理解してよいですか。
事務局	そのとおりです。農業委員会に申請があるものではなく、法務局からの通知によるものでございます。
議　長	それでは、以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。次に次第の６、その他に移らせていただきます。 【農業政策課から地域計画更新手続きの変更について説明。農業委員会事務局から令和８年度農地パトロール（利用状況調査）について、農地ナビのログイン不具合について、農地のあっせん（アグリサポート）について、農業者年金の加入促進について、令和９年度熊谷市農業施策に関する意見書の作成について、産業祭出店について（１１月２１日、２２日）、８月５日埼玉県農業会議研修会の出欠について、納税猶予に係る現地調査の委員負担軽減についてそれぞれ説明、了承。７月から夏目会長が埼玉県農業会議の理事に選任されたことについて報告。】

事務局次長	事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。
西田委員	農委だよりの配布方法が変わって２年ほどになるが、農協組合長も交代となり、従前の方法に戻すよう働きかけをしてもらいたい。また現状の部数、費用などについて教えてほしい。
事務局	発行部数は８，４００部、費用は一回当たり１６万円程、現在の配布にかかる費用は特に発生しておりません。 また、要望の多い標準委託料や、賃借料などについては農協の広報紙に載せていただく方向で協議を進めております。働きかけについてはそれらの状況を見ながら考えてまいりたいと存じます。
事務局次長	他に質問、御提案等ございますか。 （　なしの声　） それでは、閉会を田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	（　閉会の挨拶　）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	柏木　純一
次長兼農政係長	佐藤　雅史
農地係長	塩澤　公介
主任	吉永　剛

令和８年７月２８日

熊谷市農業委員会

会　　長　　夏　目　亮　一

署名委員　　戸　森　貫　一

署名委員　　森　田　豊